平成２２年（フ）第１３２５号
千葉県船橋市三山５丁目25番６号　シティーハイツ近藤Ⅱ―202号
債務者　下地　　馨
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３５２号
千葉市花見川区千種町156番地１　ハイツ中村201号
債務者　高橋　　渉
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３５３号
千葉市花見川区千種町156番地１　ハイツ中村201号
債務者　高橋　智子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３５６号
千葉市稲毛区あやめ台２番19棟304号
債務者　菅野　隆三
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３７４号
千葉市中央区都町１丁目55番３―207号
債務者　小川　清治
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３７９号
千葉県船橋市芝山３丁目10番１棟103号
債務者　平岡　亜美
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３８４号
千葉市中央区亥鼻３丁目７番２号紅谷ハイツ103号
債務者　初澤高太郎
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１４１８号
千葉市花見川区検見川町５丁目2320番地２　クボタコーポ206号
債務者　深谷　智美
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３９号
富山県魚津市吉島2125番地２　さそうマンション101、旧住所富山県魚津市天神野新889番地15
債務者　江口　　憲
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２２年（フ）第４９８号
石川県白山市あさひ荘苑４丁目97番地
債務者　宮納　敏美
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第５１２号
石川県白山市森島町い100番地33、従前の住所金沢市畝田東２丁目200番地
債務者　出口　育拓
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第５４４号
金沢市三十苅町丁170番地　県営住宅１棟12号、従前の住所石川県白山市福留町183番地21
債務者　松井　英雄
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第５５２号
石川県かほく市大崎潮見台41番地
債務者　笹原　久幸
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１３２号
石川県加賀市山中温泉上原町カ189番地、従前の住所石川県金沢市有松３丁目３番14号
債務者　北野　節惠（旧姓西野）
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第１３３号
石川県加賀市松が丘３丁目17番地16、従前の住所石川県加賀市中代町ルの151番地の１
債務者　谷　　邦彦
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第４８４号
山梨県甲府市若松町３番11号
債務者　土屋　雪江
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４８６号
山梨県山梨市市川1220番地
債務者　雨宮めぐみ
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係